

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示
事項の変更の届出（3件）【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地
域振興課】

2

北九州市告示第 2 2 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 3 年 6 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

第 1 0 区自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	山内和幸	北九州市若松区桜町 7 番 1 0 号
変更後	家次 寔	北九州市若松区桜町 1 6 番 3 0 号

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市若松区老松一丁目 6 番 1 7 号
変更後	北九州市若松区桜町 2 番 3 0 号

4 変更年月日

平成 2 7 年 5 月 2 4 日

北九州市告示第 2 2 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 3 年 6 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

清田四丁目町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	細川明子	北九州市八幡東区清田四丁目 8 番 6 号
変更後	望月 恵	北九州市八幡東区清田四丁目 3 番 7 号

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市八幡東区清田四丁目 8 番 6 号
変更後	北九州市八幡東区清田四丁目 3 番 7 号

4 変更年月日

令和 3 年 4 月 2 5 日

北九州市告示第 2 2 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 3 年 6 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

八幡西区的場自治町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	安部和彦	北九州市八幡西区的場町 2 1 番 3 2 号
変更後	森田尚志	北九州市八幡西区的場町 1 6 番 8 号

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市八幡西区的場町 2 1 番 3 2 号
変更後	北九州市八幡西区的場町 1 6 番 8 号

4 変更年月日

令和 3 年 4 月 1 日